

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保を行うため、グループ全体の管理を一元的に行います。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の観点から意思決定のスピードアップを図り、変化に柔軟に対応していくこと、経営の透明性の観点から経営チェック機能の充実を図ること、経営の健全性の観点から法令を遵守し、社会倫理に反することがないようにすることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針・目的と考えております。

2. 当社グループとしてのコーポレート・ガバナンス

当社は、UTグループの純粋持株会社として、各グループ事業会社の独立性を尊重しながら、UTグループ コンプライアンス・リスク管理会議等を通して、横断的に管理・調整し、グループ経営管理体制の強化に努めます。

3. 監査役制度の採用とコンプライアンス委員会の設置

当社は、経営の監視機能を重視して、監査役制度を採用しております。また、社外の弁護士も参加するUTグループ コンプライアンス・リスク管理会議を設置し、コンプライアンスの徹底を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
若山 陽一	7,062,000	19.02
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	4,255,900	11.46
ノムラビービーノミニーズ ティーケーワンリミテツド(常任代理人 野村證券株式会社)	3,016,200	8.12
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリティー クライアンツ 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	1,822,762	4.91
有限会社コベルニクス	1,817,200	4.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,772,600	4.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,159,400	3.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,040,293	2.80
GOLDMAN, SACHS & CO, REG (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	930,700	2.50
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	614,770	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
門伝 明子	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
門伝 明子	○	——	労働法、企業法務等、当社事業と関連の高い法分野における専門的な知識と幅広い経験を有し、外部の視点を持って取締役としての役割を果たして頂けると判断し、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室及び総務法務担当部署は、毎月定期的に意見交換会を実施しております。具体的には、前月に内部監査室で行った監査結果を監査役に報告し、それに対して監査役は監査内容、監査重点項目についての助言を行っております。そのことで監査テーマ、監査項目について理解を共有しております。監査役と会計監査人は、定期的に会合の機会を設け、そこで必要な情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水上 博和	他の会社の出身者													
吉田 博之	税理士									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水上 博和	○	――	長年の金融機関での豊富な経験、専門的見地から当社の監査に反映していただけると判断し、選任いたしました。
吉田 博之	○	――	税務・会計分野の専門的な知識と幅広い経験を当社の監査体制の強化に活かして頂けると判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在は取締役へのインセンティブ付与は実施しておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において取締役及び社外取締役の報酬総額、社内監査役及び社外監査役の報酬総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において、取締役は年額500百万円以内、監査役は100百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会等の重要会議について、十分な審議をいただくため、事前に資料の送付を行っております。
社外取締役及び社外監査役に対して、サポートする専任スタッフはおりませんが、適宜関係部署にて対応しております。
なお、社外監査役から専任スタッフの要請があった場合には、対応することを定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における業務執行については、取締役が行いますが、一定の基準以上の重要案件については、取締役会での審議を行います。
取締役の人事については、代表取締役が株主総会に推薦する候補者の指名を取締役に提案し、取締役会において選定しております。
取締役の報酬については、株主総会における限度額以内において取締役会における決議により定めています。
なお、会計監査の状況については、当社は金融商品取引法に基づく監査契約を仰星監査法人と締結しております。
業務を執行する会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次の通りです。

1. 業務を執行する公認会計士の氏名
- 代表社員 業務執行社員 中川 隆之
- 業務執行社員 榎本 尚子
2. 監査業務等に係る補助者の構成
- 監査業務に係る補助者は公認会計士2名、会計士補3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 要約

当社では、経営執行に関する監督は、監査役による監査体制を強化・充実させることにより充分に機能するという考えから、従来の監査役制度を継続しております。また、取締役3名の内、1名が社外取締役、監査役3名の内、2名が社外監査役であり、代表取締役と定期的に意見交換を行い取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認しております。また、内部監査室、会計監査人と情報交換をし、相互連携を図るとともに、各担当部門と連携をとり、監査の実効性を高めており、経営の適正性、適法性を確保できる十分な監視機能が働いていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると見込まれる日を回避し、多くの株主にご出席をいただきやすい日を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページ上に公開しております。株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。当社をご理解いただくために有効と思われる情報につきましても、積極的かつ公平に開示する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催いたします。また、アナリスト・機関投資家向けの説明会資料を当社ホームページ上に掲載するなど、情報格差の解消に努めます。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表日にあわせてアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施し、決算の詳細とともに事業戦略についても代表者が説明します。この他、重要な新規事業の開始や大型買収案件の発表時には、随時事業戦略の説明会を実施します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに定期的説明会を開催します。証券会社主催の海外カンファレンス等には、代表者自らが出席し事業戦略についてプレゼンテーションを実施します。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算報告書、プレゼンテーション資料、有価証券報告書を中心にIR情報を掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	設置IR担当部署として社長室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念に基づき、株主・顧客・社員に対する満足度の向上を目指します。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として、総務法務担当部署長を委員長とし、取締役・弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置しております。「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」は法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行っております。コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループの役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導しております。また、当社は内部通報制度や相談ダイヤル制度を設け、当社グループの役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気がついたときは、取締役、総務法務担当部署、常勤監査役または弁護士等に通報しなければならぬと定めております。内部監査室を設置し、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査を実施しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行っております。また、情報の管理については、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護方針を定めております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。当社は平時においては各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応することとしております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員による機動的な業務遂行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確立するため、会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を実現しております。また、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、グループ全体の目標を設定し、各事業子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行することとしております。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年としております。

5. 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（(3)及び(4)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使する。当社内に、グループ管理統括責任部署として経営企画担当部署を設置し経営企画担当部署責任者をグループ管理統括責任者としております。当社は「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれているか確認することとしております。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ共通の「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に則り、相談・通報体制の範囲をグループ全体としております。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社と経営管理契約を締結し、子会社に対しグループの経営戦略、リスク管理、コンプライアンス等の基本方針を示すとともに、グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行うこととし、孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行うこととしております。

(4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制としています。当社の内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規定等への適合等の観点から、子会社の監査を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めがあった場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、当該補助使用人は監査役専属としております。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとしております。取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととしております。補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとしております。

7. 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

(1) 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告するための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役またはスタッフにその説明を求めることとしております。なお、監査役は当社の会計監査人である仰星監査法人から会計監査内容については説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(2) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社監査役は、子会社の役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役職員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役職員に周知しております。子会社の役職員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに当社監査役に報告をすることとしています。内部通報制度の状況について、子会社の担当部署が当社監査役に定期的な報告を行うこととしております。

(3) 前2項により当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行う事を禁止し、その旨を役職員に周知徹底しております。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人並びに当社及び事業子会社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社の財政状態及び経営成績を適正に開示するため、適正な会計方針を適用して、適時に正確に会計処理を実施するという経営者の姿勢に基づき、次の体制を構築・運用しております。経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。そのため、全役職員は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備しております。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員・従業員に対して、反社会的勢力およびこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1) 反社会的勢力に対する対応は総務法務担当部署が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処いたします。
- 2) 反社会的勢力との対応を「UTグループコンプライアンス規範」に基づく「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定めております。
- 3) 定期的な警察署への訪問・連絡等を行い、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレートガバナンス体制図】

